

平成 19 年 1 月 9 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

## 「アジアビジネスローン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、マザーマーケットと位置づけるアジア地域において、本邦中堅・中小企業現地法人の事業資金ニーズを支援する貸出商品「アジアビジネスローン」の取り扱いを平成 18 年 12 月より開始しました。本商品により、当行は、中堅・中小企業のアジア進出に対して、一層積極的な支援を行って参ります。

### 1. 商品の特徴

- (1) 企業の海外現地法人での資金ニーズに対し、本邦親会社による申し込みが可能。
- (2) 銀行とのローン関係書類授受も日本で可能。
- (3) 日本で手続き後、事業資金は企業の海外現地法人口座へ入金。

海外現地法人の銀行との各種やりとりや、書面の授受までの手続きが省力化され、本国内で借入れ手続きが完了しますので、従来対比スムーズな資金調達が可能となります。

### 2. 「アジアビジネスローン」開発の背景

海外現地法人の資金管理については、実質的には日本国内からコントロールすることも可能ですが、借入れに際しての各種事務手続きに関しては、現地でのやり取りが必要となります。しかし、財務に精通した人員を海外現地法人に配置することは困難であり、結果として機動的な資金管理が難しくなるというケースが少なくありませんでした。

また、本邦企業のアジア地域への進出は、大手から裾野企業まで、引き続き拡大傾向が予想されます。このため、当行は、中堅・中小企業 of 海外進出に対応した商品開発の必要性が今後一層高まるものと考えております。

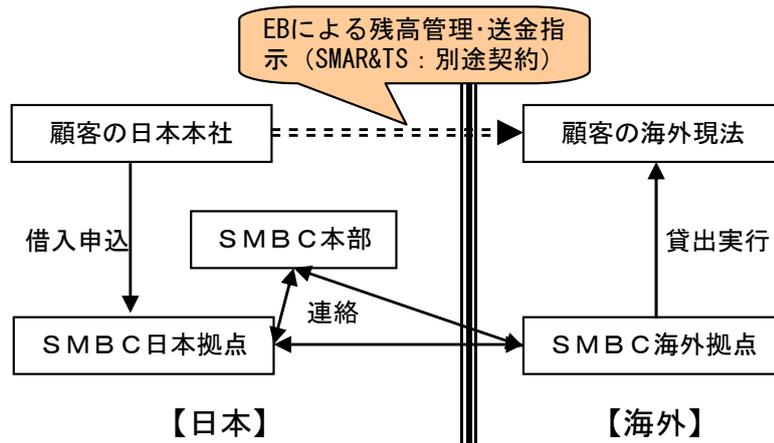
### 3. 当行の対応

今回、当行は海外での幅広いサービスの提供を行うべく、国内本部セクションの関与を強化することで、当行国内外営業拠点の負担を軽減する体制を整えました。これにより、既存のお客さまのみならず、新規のお客さまに対して積極的な支援を展開し、お客さまのニーズに即したソリューションを提供して参ります。

【ご参考】

本商品に加えて、当行の海外現法向けEBシステム「SMAR&TS（スマーツ）」を利用した場合（別途、ご契約料が必要となります。）、日本本社による海外現法口座の残高・入出金明細等の情報取得や、海外現法口座の送金指示が可能となります。内部統制気運の高まりの中、財務面の管理強化にも繋がることが期待されます。

【スキーム図】



【取引条件概要】

項目	内容
対象国	タイ、香港、シンガポール、台湾、マレーシア、ベトナム (平成18年12月よりタイにて取扱開始、以降順次拡大予定。)
通貨	各国現地通貨及び円、米ドル (マレーシアは円、米ドルのみ)
金額	10百万円以上3億円以下相当額
貸出期間	最長3年
元本返済	期限一括または元金均等返済 (据置可)
保証	親会社の保証が必要
担保	無担保

以 上